

田端西地区まちづくり対策特別委員会会議録

令和3年9月6日

寒川町議会

出席委員 関口委員長、柳田副委員長
茂内委員、青木委員、佐藤（正）委員、柳下委員、杉崎委員、吉田委員、太田委員
佐藤（一）議長

説明者 廣田拠点づくり部長、飯尾田端拠点づくり課長、野地主査、大野主査
案 件

1. 田端西地区まちづくりの取り組み状況について
(拠点づくり部田端拠点づくり課)
2. その他

午後1時15分 開会

【関口委員長】 皆さん、こんにちは。ただいまより田端西地区まちづくり対策特別委員会を開催したいと思います。

本日の案件につきましては、次第のとおり、その他を含め2件になりますので、よろしくお願いいたします。

新幹線対策特別委員会は、今一生懸命勉強会をやったり、いろんな形でもって活発に動いていますけれども、田端のこの特別委員会の場合は、あまり活発になっちゃいけない、そういう状況にもありますので、どうかご理解をいただきたいなど、このように思います。

いずれにしても、間もなく令和3年度中には具体的な動きをしていくと思いますし、田端のあの地域にもくわが入ったり、クレーンが入ったりということになってくるだろうと思っていますので、お世話になりますけれども、よろしくどうぞお願いいたします。

それでは、執行部が入室するまで暫時休憩といたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、案件1、田端西地区まちづくりの取り組み状況について、執行部より説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

廣田部長。

【廣田拠点づくり部長】 こんにちは。それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の田端西地区まちづくりの取り組み状況ということで、その経過についてまず1点目、ご説明いたします。説明に当たりましては飯尾課長より行いますので、よろしくお願いいたします。

【関口委員長】 課長、マスクをやっている関係だとか、そこにボードがある関係で、マイクをしっかりと口につけて説明をお願いしたいなどと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、前回開催いたしました本特別委員会以降の取組状況についてご報告させていただきます。資料につきましては、タブレット資料に基づき説明させていただきます。

まず、7分の1ページの田端西地区まちづくり取り組み状況の1、取り組み経過をご覧ください。令

和3年6月25日は、令和3年度寒川町組合土地区画整理事業助成金交付決定をしております。交付決定額は1億1,634万円で、助成の範囲としては調査設計費、具体的な業務としては測量、仮換地指定及び換地設計など、あと実施設計と補償調査になります。この業務は現在行われておりまして、年度末に内容を精査し、実績に応じて助成金が支払われるという形になります。

なお、今年度の田端拠点づくり課での助成金の予算額は、3億3,830万円ありますけども、今回の交付決定は、調査設計費として組合が業務代行者と行った契約分を交付決定したものです。今後については、工事について組合が業務代行者と契約を行うので、工事の契約が行われた後、組合から町に対し今年度の工事分の助成金の変更の交付申請、町が変更の交付決定を行うという形になります。

次に、令和3年7月24日なんですけども、第6回寒川町田端西地区土地区画整理組合総会が開催されました。内容としては3点ございまして、承認事項として1点、令和2年度の決算について、議決事項として2点ですね。役員の補欠選挙、これは幹事の選任についてと事業計画第2回変更についてになります。

承認事項の決算については、組合の定款や会計規定に総会での承認が規定されていることから、総会に提案され、承認されました。

議決事項の1点目は、役員の補欠選挙ですが、役員の方の幹事に1名欠員が生じたため、役員の選任について土地区画整理法第27条や組合の定款で投票、もしくは投票によらない方法で決定できることから、今回は総会の議決を経て投票によらない方法で幹事が選任されました。

議決事項の2点目は、事業計画第2回の変更についてですが、事業計画を変更する場合には、土地区画整理法第31条により、総会での議決を経ることになっております。事業計画第2回の変更の内容については、後ほどご説明いたします。総会の結果としては、承認事項1件、議決事項2件とも認められました。

なお、前回同様、総会の開催方法なんですけども、新型コロナウイルス感染対策に十分気をつけた上での開催とするため、書面による議決権行使ができる旨を事前にご説明することで、当日の参加人数、出席人数が少なくなったと聞いております。

令和3年7月29日なんですけども、24日に開催され、議決された事業計画の第2回変更が県知事認可になりますので、土地区画整理法第39条に基づき、認可申請書を寒川町長を經由して県知事に提出してございます。

次に、令和3年8月26日から、事業計画第2回変更の縦覧を実施しています。事業計画の設計の概要を変更するには、これも土地区画整理法第20条により2週間の公衆の縦覧に供さなければならないための実施になります。期間は9月8日まで、場所は田端拠点づくり課になります。時間は午前8時30分から午後5時15分までという形になっております。

次に、事業計画第2回変更についてご説明します。タブレット資料7分の2ページの事業計画第2回変更について1をご覧ください。まず事業計画と変更事項なんですけども、土地区画整理事業における事業計画とは、区画整理法の第6条に定められておりまして、1点目としては施行地区、これは事業のエリアを定めます。2つ目は、設計の概要で、施行前と後の公共施設や宅地の面積、保留地の面積や減歩率などを定めます。3つ目としては、事業の施行期間、これは事業の期間を定めます。4つ目として

は、資金計画、これは事業費の収入と支出を項目別に定めます。この4つから事業計画は構成されているという形になります。

今回、前回からの道路に歩道を追加するという設計に変更することから、2つ目の設計の概要について、工事の着手時期が遅れることから、3つ目の施行期間の変更、そして4つ目の事業費に関する資金計画が変更となります。

なお、1つ目の施行地区については変更はございません。

タブレット資料7分の3ページ、事業計画第2回変更について2というのをご覧ください。2つ目の設計の概要の変更になります。今回の変更は、公共施設の設計の方針の道路についてになります。前回までの事業計画の道路設計では、右側の図の青色部分のみに歩道を設置することになっておりましたが、交通管理者である県警本部との実施協議で、歩行者の安全確保と歩行者ネットワークの考えを整備することの意見が出されたため、これを受けて大型車及びセミトレーラー車が通行する道路については、片側であります歩道を設置する、また③の街区の東と西にある道路については、大型車が通れませんが、住宅街区や公園にアクセスする歩行者を想定して歩道を設置する、以上の考えで緑色と赤色の部分に歩道を設置するという設計にします。

次に、タブレット資料7分の4ページ、事業計画第2回変更について3をご覧ください。ここで下の表の事項の用語について再度ご説明いたします。土地区画整理法で言う公共用地というのは、公共施設、道路や公園、下水道などの用に供されている土地で、国や地方公共団体が所有している土地を言います。また、宅地は、公共用地以外の土地を言います。よって、田や畑、雑種地なども土地区画整理事業では宅地と言います。また保留地なんですけども、これは事業費に充当するために施行者が売却を目的に減歩により確保する土地を言います。

次に、公共減歩率なんですけども、これは公共施設の用地を生み出すための減歩であり、保留地減歩率というのは、保留地を生み出すための減歩で、これらを加えたものが合算減歩率という形になります。

用語の説明は以上として、次に、変更の理由に移ります。今回の変更としては4点ございます。今までの事業計画から変更となる部分をオレンジで着色してございます。1点目は、歩道を追加することにより施工後の道路面積、つまり公共用地の面積が増加します。2点目は、歩道の追加によって影響する街区の確定測量したことにより、施工後の宅地面積は若干増加します。3点目は、歩道の追加により公共用地面積が増加となることから、公共減歩率が増加することになります。4点目は、歩道の追加部分相当分の保留地面積を減らしたことによって、保留地減歩率が減少するという形になります。

以上のことにより、事業計画の変更を行っても、合算の減歩率はほとんど変更がないという形になります。

次に、タブレット資料7分の5ページ、事業計画第2回変更について4をご覧ください。資金計画の支出の変更になります。支出の主な変更の理由なんですけど、5点ほどございまして、変更となる部分を同じく黄色で着色していますので、具体的な金額はご覧ください。1点目は、歩道の追加により公共施設整備費が増額という形になります。2点目の移転費は、全部ではありませんけども、建物補償の調査が進んだことにより建物調査に基づく金額が算定されたため、その積算額に変更して、結果としては減額になるという形になります。3点目は、上下水道ガス費なんですけども、歩道追加により車道

と歩道の上に道路の雨水側溝を設置することにより増額になります。4点目の工事雑費なんですけども、これは工事費に連動して増額という形になります。5点目の調査設計費なんですけども、歩道を設置する設計などを行うための増額という形になります。

次に、タブレット資料7分の6ページ、事業計画第2回変更について5をご覧ください。資金計画の変更の収入の部分になります。収入の変更理由なんですけども、田端西地区土地区画整理事業は、事業費の2分の1を保留地処分金、2分の1を町助成金として成立している事業のため、事業費増額2億2,000万円のうち半額の1億1,000万円が助成金の増額となります。

なお、先ほどの歩道設置による道路面積が増えた分を保留地面積から減らしても合算減歩率はほとんど変わらないという形のご説明をいたしました。保留地面積が減っているにもかかわらず保留地処分金が上がっている理由なんですけども、変更前の事業計画では、保留地処分の単価は1平米当たり9万円を設定しておりましたが、今回の事業計画では1平米当たり9万9,800円という形で確保しています。

次に、タブレット資料7分の7ページの茅ヶ崎都市計画事業田端西地区土地区画整理事業の工程表をご覧ください。施行期間が変更となる理由になります。まず中段の調査設計の部分なんですけども、今回の事業計画の主な変更である道路に歩道を設置する設計及び関連する業務や引き続き補償調査を行っていきます。また、測量の欄に令和5年度、6年度に作業が予定されているのは、区画整理事業の終盤に行うような換地計画という作業があるんですけども、この手続のため工事が終了したところから現場の出来高に応じて各画地や公共施設面積の測量をするための期間になります。そして換地計画などの欄の令和7年度に作業がされているのは、先ほど述べました区画整理事業の終盤に行う換地計画を行うためです。

次に、上段の組合の欄なんですけども、先ほどご説明したとおり、7月24日に昨年度決算、役員の選任、事業計画変更第2回のための総会があり、今度10月頃に仮換地の指定のための総会を開催すると聞いております。そして下段なんですけども、10月の仮換地指定の総会以降に土地区画整理法による仮換地の指定というのがされまして、建物などの移転協議や承諾が得られたところから工事に入っていくという形になります。現在のところ全ての工事が終わるのが令和6年度を予定しており、再度上段の組合の欄を見ていただくと、令和7年度に事業計画変更の認可、換地計画、その後の換地処分を、区画整理登記を経て組合の解散の認可が令和8年度になることから、事業の施行期間を令和8年度末までとすることになります。

以上で報告を終わります。

【関口委員長】 説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 2点なんですけれども、まず1点目が、保留地の売却する単価というんですね。それが平米当たりの単価が上がったということだったんですけれども、その上がった要因というのは何なのかというところと、あとは、計画が変更されるごとに保留地の減歩率というのがちょっとずつ変わりますよね。減歩率というのは、いつ確定するものなんですかね。工事に入る前には確定するものなのかなと思っているんですが、その点をお答えいただけますか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 保留地の単価は、これが上がった要因ということなんですけども、ここで事業の成立性をいろいろ考えたようで、あと周辺の地下工事の状況などを見まして、それで実際土地の価格に影響する保留地の単価が上がったという形で設定したようです。要は地下工事とか、その辺の動きを見て、それを要因として採り入れて、ここで上げたという形を聞いてございます。

2点目の保留地の減歩率等はいつ確定するんだという形になります。これについては、今後10月に仮換地の指定の総会がございまして、ここで保留地の場所だとか、かなりの細かい割り込みの換地の部分の設計が終わりますので、基本的にはここで減歩率を確定します。ただ、それに基づいて現場の工事がずっと進んでいきます。そうすると先ほど言ったように、今度令和5年、6年に測量の業務がここであるとさっき説明したんですけども、そこでもう一回工事、現場の出来高に応じて測量をもう一回しまして、設計とほとんど変わらないような工事を施工していくんですけども、どうしても工事の施工誤差がございまして、そこで出来高に応じてもう一回測量した結果で最終的には減歩率が確定するという形になります。

以上です。

【関口委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 測量の結果というのは少し変わるということですね。分かりました。

それで、大事なところが、土地の想定売却の単価が上がったというところ、これは確かに今の全体的な周辺の土地の価格の流れを見たら、それは上がるのかなとは思いますが、当然ながら、これは工事している間に下がるということも考えられると思うんですね。期間がありますので、下がるということも当然あり得る。この想定単価で保留地を売るためにというか、区画整理によっては工事に入る前に保留地の売却の契約とか、先に契約をして保留地の売却単価を確定させるというようなやり方もあるとは聞いております。町はどういう形でやるのか、保留地を全部工事した後に売るのか、それともある程度先に売る金額を確定、つまり契約になると思うんです。売買契約になると思うんですけども、保留地の価格が下がることに対するリスクヘッジというものについて何か考えているのか、お答えいただければと思います。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 今回保留地の価格の設定とかは、組合の事業なので、組合の施行者が考えていくようになります。実際業務代行者が入っている中で、そちらが事業の成立性等を考えてやっていきます。基本的に10月の仮換地の総会以降に保留地の面積だとか、その辺が確定しますので、いつ保留地の売買の契約、保留地というのはちょっと難しいんですけども、従前地がない減歩によって生み出された土地なので、所有権移転がすぐできないんですね。要はどこの土地を所有権移転するか、保留地として予定地として、その部分の使える部分を将来的に取得していきよという契約になると思うんですけども、それはまだ組合から確定した保留地のやり取りをするのは、いつかというのはまだ聞いていない部分があります。ただ、事業計画の中でこの部分で事業の成立を考えて、この金額で取得していくという形で事業計画をつくって、県の認可を取るという形になります。

以上です。

【関口委員長】 佐藤（正）委員。

【佐藤（正）委員】 そうすると、保留地の売却というのは、あくまでもそれは組合がやること、そこに対して事業代行者だったり、町だったりとは特にはそこに対して関わることはないですかね。それとも何らかの形で関わっていくのかというところ、売却価格に対してでも、売却の仕方に対してでも。

【関口委員長】 微妙なところもあるから十分注意しながら発言するように。

飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 町は直接的にこの価格について携わっていくということはないです。あくまでも保留地の単価は基本的に組合が決めていくという形になります。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 1つ質問させてください。タブレットの7分の4の資金計画なんですけども、様々な工事の金額が出ておりますが、今の段階で金額が出ているということも含めましてなんですけど、施工業者というのはどの段階でどなたが決めることになっているのでしょうか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 まず、工事についての業者の選定になると思うんですけども、決まっているのは、田端西地区土地区画整理組合が業務代行者に工事を随契するという形のことは決まっています。業務代行者があとどういう形で工事をしていくというのは、業務代行者が決めていくという形になります。

以上です。

【関口委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 町としては地元の業者さんを入れるという考えとかはないのでしょうか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 業者の選定について確かにこれだけの事業費の半分を町のお金として投入していく中で、例えば幾つかの区画整理事業で工事があるんですけども、道路工事だとか、公園、下水道については、基本的には公共施設として整備されて、最終的には町が移管を受けるものですから、全く町の業者が知らないところで業務代行者が決めていくというのは絶対あってはならないという形で、基本的には町の業者にそういう工事がある状況の情報提供はしてくださいよと、それは再三再四言っております。ただ、それ以上については、なかなか入れない部分も正直ございまして、というのは、今回組合の事業になりますので、組合が意思決定する場でもありますから、情報提供のやり取りだけはさせていただきますという形になります。

以上です。

【関口委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 私が今この質問をしたのは、町の方からの意見も多かったことなんですけども、地元の業者を入れるということは、町の活性化にもつながることになるかと思っておりますので、もちろん組合での関係もあるかと思っておりますが、町としてももし推せることがあるらしたら、お願いしたいと思っております。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 地元の業者は当然工事ができる場所があると思いますけども、先ほども言うように、なるべく情報の提供だけはきちんとしてくださいよという形になると思います。あと、工事の中には、細かく言うと、例えば上水道の工事、これについては組合が発注ではなくて、組合から企業庁水道局にお願いして企業庁が発注になるという形になります。そこでそちらについてもどういふうにできるのかというのはあるんでしょうけども、工事の中でもいろいろあるという形で捉えていただければよろしいかと思います。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

柳下委員。

【柳下委員】 2点ほどお尋ねいたします。タブレットの中で道路の歩行の記述がありますけれども、歩道というのは、幅員はどのくらいの歩道を考えているのかということが1点、それともう一つ、その他の設計の概要の中での公共施設の設計の方針というところで、片側歩道を設置するというこの歩道の幅員と、それと一番下のその他の道路は歩行者動線の空間を路側帯などにて確保する、この路側帯にて確保するって、それはどのくらいの幅員を確保するのでしょうか。それともう一点は、資金計画の中の白のところなんですけど、整地費用が2億5,900万円減になっていますけれど、この減の要因は何なのでしょう。用地が少なくなったのか、そのやり方が変わって、2億円の減になっているのか、その要因について2点お尋ねいたします。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 まず、追加する歩道などの幅員という形なんですけども、有効幅員としては2メートルになります。あと構造物を入れて2.25メートルですか、細かく言うと、そういう形のものが歩道として整備される。2点目の路側帯については、基本的には歩道という形で構造的なものではないんですけども、75センチが確保されるという形です。3点目の整地費、これは資金計画の中の支出の白い部分なんですけど、これは今回今の時点では第1回事業計画変更の数字にはなっているんですけども、それとは変わっていかない形になります。

今、柳下委員がおっしゃったのは、当初に対してどうかという、多分ことだと思んですけども、当初に対しては確かに前回のときでもあったと思んですけども、2億5,000万円減って、それで今回の計画ではそれは変わらないという形になります。

以上です。

【関口委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 2メートルのこの数値というのは、法的にこの道路の幅だったならば、それだけの2メートルの歩道が必要だよということの2メートルなののでしょうか。それと、ここは歩道が確保できないから路側帯ということですが、路側帯を人が通るわけですよね。ということは、やはりここにグリーンラインとかを引いての路側帯としての施工を考えているのでしょうか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 歩道の2メートルの根拠という形だと思んですけども、これは法的というよりも、道路構造令というものに有効幅員2メートルというのが、歩道幅員という形のものがある

りまして、それに基づいて道路幅員を決定しているという形です。あと路側帯の最終的な仕上げというものについては、まだラインを引くだとか、ペイントするだとか、その辺はどうしていくかというのはこれからの協議になります。

以上です。

【関口委員長】 柳下委員。

【柳下委員】 もう一点のことは、今回の変更には関わっていないから、この2億5,000万円の件に関しては当初どおりの、すみません、当初のことを失念してしまったんですが、どのような理由でこれが減になったのか、すみませんが、もう一度ご説明いただけますか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 前回の中でも触れたんですけども、整地というのは宅地の整地をするという形で、工事についての内容は、土を整地して、余ったところから違うところを持って行ったりという形のやり取りの中で、全体的なスケールメリットを考えて、これでできるでしょうという形で、当初想定していたよりは下がったという形の中でこの金額が出てきたという形になります。

以上です。

【関口委員長】 他にございますか。

杉崎委員。

【杉崎委員】 今の歩道に関してなんですが、警察との協議で歩道を設置するということになって、設置することはいいことだなと思っていますけども、単純に7分の5ページの中で、1億6,000万円公共施設整備費として増になっているんですが、これは丸々歩道にかかる工事費として考えていいのか、お聞かせいただけますでしょうか。

それから上下水道ガス費、これが3,200万円増えています。歩道整備により雨水施設整備による増額と書いてあるんですけども、詳しくお聞かせいただけますか。

【関口委員長】 飯尾課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 まず、公共施設整備費の増額1億6,000万円は、今おっしゃられるように、歩道設置によって増加となる部分です。歩道の延長的には2キロちょっとございます、全部で今回追加となるものが。それを全部合わせたものになっていくという形で1億6,000万円が増えていく。それとあと上下水道ガス費の中で3,200万円、これはどういう要因で増えているかという形なんですけども、歩道を設置することによってその間に道路の水を集めて、集水していく施設が必要になっていくという形の中から、下水道の中でも雨水の整備の部分がが増えていくという形の増額が生じるという形になります。

以上です。

【関口委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 1億6,000万円の公共施設整備費が増額になった、丸々歩道ということは分かりました。ただ、これが約2キロの歩道設置費と考えて、高いか安いかは私も分かりませんが、こちらは分かりました。

歩道整備により下水というか、雨水施設の整備、じゃ、歩道がなかったら雨水施設はなかったと理解

していいんですかね。

【関口委員長】 大野主査。

【大野主査】 雨水の整備のことについてなんですけども、もともと歩道のついていなかった道路形態の中では、両側に自由勾配側溝を入れる計画をしておりました。これは道路の排水を飲みながら、かつ地域の雨水排水を吐かす施設として整備を計画しておりました。歩道がついたことによって、この雨水排水が歩道の端部についてしまうことになります。今度問題になるのは、車道の雨水を吐かす施設がなくなるというところで、歩車道ブロックのわきに街渠と言われるL型側溝を設置しまして、ある一定のところでは升に落とし込んで、それをさらに歩道の端部に設置された自由勾配側溝に流すという施設が新たに必要になってしまいました。それが歩道を設置することによって約2キロ分必要になったというところで増額になってございます。

以上です。

【関口委員長】 杉崎委員。

【杉崎委員】 そうすると歩道設置に1億6,000万円かけている中には、L型の側溝は入っていないという理解でいいんですか。普通は道路と歩道設置となると、そこに歩車道境界ブロックが並んで、その前にL型をつけるんだと思うんですが、そこには当然集水升が何メートルに1か所とかついていくのが当然普通の設計だと思うんですけども、この1億6,000万円の中にはその数字は入っていないと、新たに3,200万円をそのための集水升を含めた道路の排水を造るという理解でいいんですかね。普通はそういう発想にはならないんだと思うんですけども、もともと自由勾配側溝で道路の排水も含めてやる予定だったんですよね。それで何でこれが増額になるのかは私には理解、もちろん専門的なことなので、分かりませんが、普通に考えれば、1億6,000万円の中に入っていないんじゃないかなと思うんですが、その辺をお聞かせください。

【関口委員長】 野地主査。

【野地主査】 ただいまの質問に対してですけれども、土地区画整理事業に関しては、委員にご指摘いただくように、道路を整備するのであれば、道路の整備費として1つで持つんでしょうけれども、土地区画整理事業の整備に当たっては、公共施設であっても道路は道路、上下水も含めてそれぞれの受持ち、下水は下水で整理をしなければならない中で、先ほど大野主査が説明させてもらいました道路の表面の雨水、これは通常であれば道路設計として道路工事費で出てくるものと、あと地域の雨水の対策として雨水管を整備するもの、先ほど言っていましたVS側溝、自由勾配側溝で集水するもの、これはあくまでも道路表面排水でないで、下水道事業費に含まれるというようなものなんです。1つのものを造るとしても、事業費の性格上は分けて計上しなければならないというようなことでございます。造るものとしては重複して計上しているものではないというようなことでご理解いただければと思います。

【関口委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 それでは、ないようですので、以上で質疑を終結いたします。どうもご苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

【関口委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本当に委員の皆様には申し訳ないと思うんですが、組合があって、それから代行業者があってということで、なかなか歯切れが悪い部分もありますけども、どうかご理解いただきたいなど、このように思います。また、先ほど茂内委員から言われている地元業者ということも、私も立場上、委員長の立場でしっかり地元の業者に声かけを、また情報提供するように代行者にお願いしてくださいという話も、組合にお願いしてくださいという話もしてございます。いろんな形でなかなか深く介入できない部分はありますが、情報だけはお互いにしっかりと共有していくという形で動いていただいていますので、よろしくお願ひしたいなと思います。

それでは、次の案件、その他に入りますが、皆さん、何かございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【関口委員長】 こちらからも特別ありません。

それでは、その他の部分についてはないようですので、以上で閉じたいと思います。柳田 遊副委員長から閉めの挨拶をお願いいたします。

【柳田副委員】 皆様、スムーズな会議の進行にご協力いただき、ありがとうございました。

以上で、田端西地区まちづくり対策特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時56分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和3年11月26日

委員長 関口光男